

BTMU

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 外商投資企業の子会社設立

2006 年の会社法改正後、外商投資企業が子会社を設立する際の規制が緩和されています。また、外商投資企業の設立が認められてから相当な期間を経過した現在、中国国内に再投資する資金的余裕ができた外商投資企業が存在すること、外商投資企業による関連会社への投資活動を通じて中国国内での経営合理化を図る要請が生じてきたこと、「企業所得税法」の施行により外国投資家の直接投資による外商投資企業の設立・運営における税メリットが基本的になくなったこと等の事情を背景として、外商投資企業自身が子会社を設立しようとするケースが増加してきました。そこで今回は、外商投資企業の子会社設立の条件、手続及び当該子会社のステータスに関わる基本的事項について紹介します。

Q: 外商投資企業が中国で子会社を設立・運営することに関する法規制が撤廃され、これが自由にできると聞きました。これは、事実なののでしょうか？また、外国投資家にとって、このことによりどのようなメリットがあるのでしょうか？

A: 外商投資企業が中国で子会社を設立する場合には、従来、登録資本が全額払い込み済みであること、利益計上をしていること、違法な経営記録がないことのほか、更に、累計再投資額が自己純資産の 50%までに限定されるという条件が付されていました。これらの条件が外商投資企業の再投資規制といわれ、とりわけ の条件は外商投資企業が再投資をするにあたっての大きな制度的障害となってきました。ご指摘のとおり、会社法の改正に伴って上記の ~ の条件は現在不要とされることが明確となりました。これにより、外商投資企業が自己の純資産額等に縛られることなく、必要に応じて再投資をすることができるようになっています。

また、従前は、外商投資企業は、単独の投資で中国国内で会社を設立することができず、他の出資者（発起人）による出資が必要でした。会社法改正後は、いわゆる 1 人会社の設立が認められ、これにより外商投資企業が 100% 子会社を設立することもできるようになりました。もっとも、外商投資企業の再投資には、上記各条件以外にも若干留意を要する点がありますので、以下の解説をご参照ください。

1 はじめに～再投資とは

外商投資企業が子会社を設立（*）する活動は、外国投資家が投資して設立した外商投資企業が更に行う投資活動であることから、一般に「再投資」と呼ばれています。外商投資企業の再投資は、再投資の主体が投資性会社であるか否かや、再投資先が中国国内か否か等により適用法規や規制が異なりますが、本稿では、最も一般的な例として、投資性会社でない外商投資企業の中国国内で子会社を設立するケース、即ち、外商投資企業が中国の居住者として中国国内で投資するケースを想定して解説します。

（*）新規設立のほか、既存企業の出資持分を譲り受ける場合を含みます。

2 再投資規制の緩和

外商投資企業による投資活動は、特に経営範囲に「投資経営」が含まれていなくとも（即ち、投資性会社でなくとも）、これを行うことができます。しかし、従来、投資性会社でない外商投資企業の再投資については、「外商投資企業の国内投資に関する暫定施行規定」が前記の からまでの制限を規定しており、これが外商投資企業の再投資活動の制度的障害となっていました。

た。

しかし2006年1月1日から施行された改正会社法が中国の居住者の国内投資について前記の条件を不要としたことに伴い、外商投資企業の再投資についても、2006年5月に出された国家工商行政管理総局の通知により、上記～の条件がいずれも運用上要求されなくなり、基本的に内資会社と同様にこれを行うことができるようになりました。また、このことから会社法に定められたいわゆる1人会社の設立・運営も可能となりました。これにより現在、外商投資企業が中国国内で再投資(例えば、100%子会社の設立・運営)をする場合には、自己の純資産額等に縛られることがなくなりました。

3 外商投資企業の子会社のステイタス及びその設立に関する留意点

投資性会社でない外商投資企業による再投資が居住者による国内投資として基本的に会社法により内資会社と同様に扱われるとしても、次のような問題点があります。

(1) 外商投資企業の子会社の経営範囲と設立手続

外商投資企業の再投資については、一般の内資会社と異なり、「外商投資企業の国内投資に関する暫定施行規定」の規制を受けます。即ち、子会社の経営範囲が「外商投資産業指導目録」の奨励類又は許可類に属する場合には、一般の内資会社と同様に、子会社設立予定地の工商行政管理局において設立登記をすることによりこれを設立することができますが、禁止類に従事する子会社を設立することは禁じられますし、また、制限類である場合には、登記に先立ち子会社設立予定地の省レベルの商務部門の認可(法律上は同意)を取得することが必要となります。

(2) 投資会社の設立規制

内資会社は、改正会社法により投資を主要な経営目的とするいわゆる投資会社を一定の要件の下認められましたが、外商投資企業については、投資性会社制度が存在することから、会社法に従い上記の投資会社を設立することが実務上は認められていません。

(3) 外商投資企業の子会社の資本金の出所について

外商投資企業が子会社を設立するにあたっての投資資金の出所については、会社法には明確な規制がないものの、中国の法は、基本的には資本及び経営収益をもってこれに充てることを想定しています。例えば、外商投資企業がその借入金をもって投資資金とすることについては、中国国内の貸付に関する「貸付通則」において「借入金をもって出資権益性投資に用いてはならない。」旨の規制があること、国外からの外貨の借入れに関する外債関係法規においても、外債により借り入れた資金の用途に制限があること等の理由から、法的にはこうした借入資金をもって再投資することが予定されていないと解されます(＊)。従って、実際には、外商投資企業の再投資は、資本金により投入された資産によるか、又はその自己の経営収益により形成された資産による必要があります。

(＊) この点は、外商投資企業の再投資であるか、一般の内資会社の設立であるかを問わない規制です。

4 外商投資企業の再投資制度の活用

「企業所得税法」の施行により、外商投資企業であること自体による税優遇が大幅に縮減され、外国企業自身又は投資性会社が直接投資をするインセンティブが小さくなりました。また、投資性会社は、投資活動を中心としていわゆる企業集団内のシェアード・サービス及び商品販売が主たる経営活動として予定されています。しかし、日本の製造業企業等には、日本におけると同様に、中国で製造・販売を行うことができる会社を中核にして、技術・人材・ブランド等の経営資源を集約的に管理して、企業集団を形成していくという要請もあるようです。現状において、外商投資企業の再投資は、さまざまな問題はあるものの、既に設立した外商投資企業の持分再編等を含め、より適切な外国投資家の中国における企業集団経営を行うための基礎的制度として活用されることが期待されます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 中島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

世界銀行予測 2008 年は 9.6%成長に減速:世界銀行は 4 日、「中国経済季報」の中で、2008 年の中国の GDP 成長率は 9.6%との予測を発表。昨年 9 月の 10.8%の予測から下方修正した。但し、世界経済の減速の影響は受けるものの、国内経済は引き続き成長の勢いが強く、必要に応じて財政・金融手段により需要を刺激することで成長維持が可能であり、ある程度世界経済の減速は国内インフレ圧力の緩和や、貿易黒字の削減に効果があることから、経済のソフトランディングに有利との見方も示している。

国家情報センター コストプッシュ型インフレ圧力の増大を懸念:国家情報センターは 13 日、2008 年の物価動向について、食糧品、原材料、エネルギー等の価格上昇がさらに続き、コストプッシュ型のインフレ圧力が増大するとの研究報告を発表した。また、これ迄の貸出規制や預金準備率、中央銀行の手形発行等の数量型コントロールの効果が限定的なものに止まることから、今後は為替レート、金利等による価格型コントロールを強めるべきとの見方を示した。

【貿易・投資】

グリーン保険制度のロードマップ完成:国家環境保護総局は 18 日、中国保険監督管理委員会と共同でグリーン保険制度(環境汚染責任保険)に関する指導意見を発表した。環境汚染事故に伴う損害賠償を保険会社が弁償する同制度は、企業の汚染軽減努力を促す効果があり、環境経済政策の一環としてグリーン融資に続く施策。「11・5 期間」(2006-2010 年)中に試験地区で実施の上、基本的枠組みを確立し、2015 年迄に全国規模で展開の予定。

2008 年自動車価格は引き続き下落か:国家発展改革委員会価格観測センターの最新調査によると、2008 年の自動車価格は引き続き下落傾向が続くとの予測。所得水準の向上に伴い、需要の増加こそ見込めるものの、これを上回る供給の増大に加え、2008 年に市場に出回る新車の種類は国産・輸入合わせて 80 種を超える等、市場競争の激化が予想されることから、自動車価格の下落幅は 2007 年の 4.86%を超え、5%に達するという。

【金融・為替】

2007 年末 商業銀行の不良債権比率 6.17%に低下:13 日、中国銀行業監督管理委員会(銀监会)の発表によると、2007 年末時点の商業銀行の不良債権額は 12,684.2 億元、不良債権比率は 6.17%と前年同期比 0.92 ポイント低下した。全体的に不良債権比率は低下傾向にあるものの、最も低い分類となる「損失」の貸出が増加したこと、国有商業銀行の第 4 四半期の不良債権比率が上昇したことが特徴と指摘。社会科学院金融研究所は、「損失」の貸出増加は昨年後半以来の金融引き締め政策による企業の資金繰り悪化や貸出増加率の縮小等が要因と分析している。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.02.04	7.1850	7.1830~7.2000	7.1884	-0.0006	6.7250	-0.0247	0.9217	0.0006	10.6380	-0.0402	3.0000	4903.41	368.8400
2008.02.05	7.1860	7.1826~7.1904	7.1840	-0.0044	6.7263	0.0013	0.9213	-0.0004	10.6417	0.0037	3.0000	4827.10	-76.3100
2008.02.13	7.1887	7.1859~7.2270	7.2000	0.0160	6.7358	0.0095	0.9248	0.0035	10.5095	-0.1322	2.1000	4712.72	-114.3800
2008.02.14	7.1900	7.1870~7.1965	7.1904	-0.0096	6.6382	-0.0976	0.9214	-0.0034	10.5139	0.0044	2.6300	4777.31	64.5900
2008.02.15	7.1800	7.1760~7.1893	7.1825	-0.0079	6.6320	-0.0062	0.9203	-0.0011	10.5153	0.0014	2.6000	4719.39	-57.9200

RMB レビュー&アウトルック

4 日、人民元は先週末比、小幅高となる 7.1850 でオープンした。依然として人民元の上昇観測が燃えるものの、旧正月の大型連休を控えて商いが閑散となる中、4 日の引け間際に実需筋の大口のドル買いに 7.2000 まで一時的に下落、すぐに反発するも上値を更新する動きにはならず、小幅な値動きとなった(6 日~12 日まで旧正月により中国市場休場)。消費者物価指数を含む 1 月の経済指標は連休明けの 13 日以降に発表される見込みであるが、一段のインフレ傾向が確認されれば、米景気後退懸念が燃える中、これ以上の金融引き締め策による中国国内景気の腰折れを懸念する中国当局が、一段の人民元高を許容することでインフレ抑制を図るとの思惑が広がることが予想され、連休明けの経済指標及び人民元上昇には注意が必要だろう。

旧正月連休明け(13 日)の人民元は連休前(2/5)終値比ほぼ同水準となる 7.1887 でオープン。まだ市場参加者が少ない中、実需筋による大口の米ドル買いに 1 月 24 日以来の安値となる 7.2270 まで急落する局面も見られたが一時的なものとなりすぐに反発。週を通してはじり高の展開となり週末には為替制度変更後初めて 7.1800 を越えて最高値を更新(7.1760)し、7.1825 で越えとなった。来週は主要経済指標の発表が予想されており、特に寒波や旧正月の影響を受けた 1 月の消費者物価指数には注意が必要だろう。今週 7.1800 を上抜けていることもあり、来週は引き続きじり高推移の中上値を試す展開を予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。